

令和
7年度

足立区電気自動車等 購入費補助金のご案内

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ミニカー、電動バイクを購入した方に、足立区が補助金を交付します。

【個人対象】戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金も実施しております。

詳しくはHPをご覧ください、お問い合わせください。

1 補助金額（1台あたり）

(1) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車

100,000 円

(2) ミニカー・電動バイク（原付） ※ 電動アシスト自転車やシニアカーは該当しません。

20,000 円



2 対象者および申請できる台数

(1) 足立区内に住民登録がある個人 . . . **1台まで**

(2) 足立区内で事業を営む以下の事業者 . . . **3台まで**

中小規模事業者（個人事業主を含む）、医療法人、社会福祉法人、学校法人、
特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人



3 申請受付期間

令和7年**4月11日**から令和8年**2月27日**まで

※ 受付期間内でも、予算に達した時点で受付は終了します。

受付状況は、足立区のホームページをご覧ください、お問い合わせください。

4 手続きの流れ

(1) 購入・新車登録後、環境政策課へ裏面に記載の必要書類を提出してください(郵送可)。

(2) 申請後1～2か月程度で、審査結果や補助金の振込み時期を郵送で通知します。



足立区

【お問い合わせ・提出先】

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

足立区 環境部 環境政策課 管理係（南館11階）

電話：03-3880-5935

Email：kankyoseisaku@city.adachi.tokyo.jp

足立区 電気自動車等補助金

検索



5 補助金の交付要件

- (1) 足立区内に住民登録がある個人、足立区内に本店・支店または営業所等がある中小規模事業者（中小企業法第2条に規定する）、医療法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のいずれかであること（個人事業主を含む）。
- (2) (一社)次世代自動車振興センターの実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象車両のうち、未登録の電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ミニカー、電動バイクのいずれかを購入していること。
 - ※ リース購入は補助対象外です。
 - ※ ミニカー及び電動バイクの場合、過去に他自治体を含め標識の交付を受けたことがない車両が対象です。
- (3) 初度登録日の翌日から起算して12か月を経過していないこと。
- (4) 申請者が対象車両の「所有者」および「使用者」であること。
 - ※ 所有権留保付ローン購入の場合は、「所有者」が販売店またはファイナンス会社等でも可
- (5) 対象車両の「使用の本拠」が足立区内であること。
- (6) 申請者に住民税の滞納が無いこと。

6 必要書類（申請書など【第〇号様式】とあるものは足立区HPからダウンロードできます。）

☐	1	電気自動車等購入費補助金交付申請書【第1号様式】
☐	2	自動車検査証記録事項の写しまたは標識交付証明書の写し
☐	3	対象車両の購入に係る契約が確認できる書面（契約書や注文書等）の写し ※ 契約時から支払いまでの間に支払総額に変更が生じた場合は、最終の金額が確認できる書面の写し（納品請求書等）を併せて提出
☐	4	対象車両の購入に係る内訳が記載された領収書の写し ※ ローン支払いの場合は、ローン会社とのローン契約書の写し（現金支払い分がある場合は、現金支払い分の領収書の写しを併せて提出。）
☐	5	下取り車のリサイクル預託金相当額が確認できる書面の写し ⇒ 下取りがある場合のみ提出
☐	6	対象車両を保管場所において撮影したカラー写真 ※ ナンバープレートが明確に確認できること
☐	7	新車を登録した日及び車台番号が確認できる書面の写し ⇒ ミニカー及び電動バイクの場合のみ提出 ※ メーカー発行の保証書等
☐	8	開業届等、事業内容が確認できる書面の写し ⇒ 個人事業主の場合のみ提出
☐	9	令和6年度住民税納税証明書または非課税証明書 ⇒ 個人及び個人事業主で、令和6年1月1日の住民登録地が足立区以外の場合のみ提出
☐	10	法人の登記事項証明書（3か月以内に発行された原本）⇒ 法人の場合のみ提出
☐	11	直近の法人住民税納税証明書（3か月以内に発行された原本）⇒ 法人の場合のみ提出

7 処分の制限について

補助対象となった電気自動車等の初度登録日から4年（レンタカー、ミニカー及び電動バイクは3年）以内は処分制限期間となり、この期間に処分（下取り、売却、譲渡、交換、名義変更、貸し付け、廃棄、使用の本拠を区外へ変更、担保に供すること等）を行う場合は事前に区の承認を受ける必要があります。

また、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を月割りで区に返還する必要がありますので、ご注意ください。